

排水設備工事設計施工指針

平成13年4月1日制定
平成14年4月1日改訂
平成15年4月1日改訂
平成16年4月1日改訂
平成23年4月1日改訂
平成28年4月1日改訂

第1章 総論

第1節 適用

この仕様書は、公共下水道に流入する排水設備の新設等（新設、増設又は改築）を行う工事に適用するものとする。

第2節 目的

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質を保全するため、排水設備の構造や機能が重要であり、その水準を確保する事を目的とする。

第2章 排水設備の調査・計画

第1節 調査

排水設備の実施設計にあたり事前調査を綿密に行うことが、工事を円滑に進めるために重要である。設計にあたっては、下水道の所管事務を扱う下水道整備課に照会し、下水道の布設状況など必要事項の照合確認をすること。

現場調査にあたっては、取付ますや排水設備のある場所、それらの形状の適否、使用の可否を確認すること。

1 排水設備工事における調査

- (1) 排水設備の設置目的
- (2) 排水面積、排水人口、排水量
- (3) 悪質下水を排除する場合は、その種類及び量
- (4) 合流区域か分流区域かの調査
- (5) 排水先の道路が公道か私道かの調査
- (6) 他人の土地（私道、宅地）を使用する場合、又は他人の排水設備を使用する場合は、その使用について同意書を作成し申請時に添付する。
- (7) 公共下水道本管の位置、管径、管低高及び取付管の深さ等の確認
- (8) 分流式下水道区域においては雨水排水の流出先の確認
- (9) 既設排水設備（雑排水管等）の系統、構造、排水能力等の確認
- (10) 宅地内の既設埋設管（ガス、水道管等）の位置、埋設の深さ、管径等の確認
- (11) 地形、地質、地下水位等の確認
- (12) その他宅地の状況により必要な調査

第2節 計画

1 排水設備工事の基本原則

- (1) 公共下水道区域において、下水を排除する目的で排水施設を設置したものは、その下水を下水道に流入させなければならない。
- (2) 排水施設は自然流下により下水を排除することとし、地形上これによりがたい場合は、機械排水によらなければならない。
- (3) 排水設備は建築物内の下水を支障なくすみやかに排除できるもので、維持管理が容易でなければならない。
- (4) 公共下水道の施設の機能を妨げたり、又は損傷するおそれのある下水を排除するときは、下水による障害を除去するために、必要な施設を設け又は必要な措置を講じなければならない。
- (5) 排水設備は、その自重、荷重、その他外部からの振動、衝撃に対して、構造上安全かつ漏水のおそれのないものでなければならない。
- (6) 使用材料は平滑な表面を持ち吸収性の少ない材料を使用し、耐久性のある構造でなければならない。
- (7) 排水設備の計画は将来における排水面積、排水人口及び排水量の増加等を考慮して定めなければならない。

2 下水の排除方式

下水の排除方式には分流式と合流式がある。

分流式の区域においては、汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の汚水管渠へ、雨水は雨水管渠又は水路等の雨水排水施設へ排除する。従って、合流式管渠に比べて汚水管渠の規模が小さいことから、排水設備の設計、施工にあたっては雨水の汚水管への混入や汚水ますから雨水の浸入がないようにしなければならない。

合流式区域においては、原則として汚水及び雨水は同一の排水管により公共下水道に排除する。ただし、屋内排水設備の排水系統は、合流式の区域においても汚水と雨水は分離し、建物外に排除しなければならない。また、雨水の流出量を抑制し、浸水対策の促進、合流式下水道における雨天時越流水の水質改善などを図るため

に、雨水のみを排除することを目的とした排水設備については、浸透管、浸透ますなどで雨水を地下に浸透させることができる。

第3章 排水設備の設置

公共下水道のある区域内における排水設備の設置は、前橋市公共下水道条例（以下「条例」という。）第3条第1項第1号から5号まで及び前橋市公共下水道条例施行規程（以下「規程」という。）第3条の規定の他次の基準によらなければならない。

第1節 材料及び器具

排水設備に使用する材料及び器具は、施工性、経済性、安全性及び耐震性等にすぐれ、設備の長期間にわたる機能を確保できるものを選定することが必要である。

なお、管類については、日本下水道協会において検査制度ならびに認定工場制度を設けており、これらの制度により品質の確保されているものを選定するのが望ましい。{日本下水道協会規格（J S W A S）}

また、一度使用したものは原則として再使用しない。

1 管渠

- (1) 屋内排水設備の管渠にあつては、鑄鉄管、ダクタイトル鑄鉄管、鋼管、鉛管、硬質塩化ビニル管、耐火二層管を使用し、屋外排水設備では、硬質塩化ビニル管を使用しなければならない。
- (2) 鑄鉄管、ダクタイトル鑄鉄管、鋼管、鉛管、硬質塩化ビニル管及び継ぎ手類は排水用を使用し、J S規格によるものか、又はそれと同等以上のものでなければならない。
- (3) 硬質塩化ビニル管は、下記によるものとする。ただし建築関係の基準がある場合はそれらに準ずるものとする。
 - ①一般管は、建築2階建以下の排水横枝管、横主管及び縦管（以下「屋内排水管」という。）並びに宅地内の地下埋設管に使用すること。
 - ②建築3階建以上の屋内排水管には、原則として鑄鉄管、耐火二層管を使用するものとする。
 - ③薄肉管は、破損事故等を十分考慮の上、建築2階建以下の屋内排水管並びに外部からの荷重及び衝撃に対して、安全かつ漏水のおそれのない宅地内の地下埋設管に限り使用することができる。

2 ます

- (1) ますの材質は、鉄筋コンクリート、合成樹脂製等の耐水性のものをを用い、かつ耐久性なる構造としなければならない。

3 附帯施設

- (1) 通気管には、鋼管、鉛管、硬質塩化ビニル管及び継手類は排水用を使用し、J I S規格によるものか、又はそれと同等以上のものでなければならない。

第2節 管渠の設計

1 配管経路

- (1) 屋内系統において、特殊排水、し尿汚水、雑排水はそれぞれ別系統とし、屋外配管の接続ますを経て排水管（主管）に接続させる。雑排水系統は屋外配管でトラップますを経て汚水系統と合流させる。

2 管渠の断面

管渠の大きさは条例第3条第4号、第5号において、「汚水のみを排除する排水管（主管）及び雨水等を含む下水を排除する排水管（主管）の内径は100mm以上とする。ただし一つの建築物から排除する汚水の一部を排除する排水管（主管）で延長3m以下のものの内径は75mm以上とすることができる。」としているが、そのほか、次によらなければならない。

- (1) 地形その他公共下水道の埋設深さにより、管渠の勾配が規定によりがたい場合は、規定による内径の排水管と同程度以上の流下能力のある管径にすることができる。

3 管渠の構造

- (1) 管渠の構造は暗渠とする。ただし雨水を排除するものは、暗渠と同程度以上の流下能力に相当する開渠とすることができる。

4 管渠の埋設位置

- (1) 将来の維持管理を考慮して、清掃又は修理の容易な箇所としなければならない。
- (2) 他の地下埋設物（水道管、ガス管等）及び建造物（電柱等）、に接近しない箇所で行なければならない。
- (3) 外部からの振動及び衝撃に対して、安全かつ漏水のおそれのない箇所で行なければならない。
- (4) 硬質塩化ビニル管の埋設深さは、次によるものとする。

埋設場所の条件	埋 設 深	
	一般管	薄肉管
輪荷重のかからない場所	—	0.2m以上
輪荷重のかかる場所	0.6m以上	—

5 管渠の基礎工

- (1) 管渠の基礎は管種ならびに地質に応じ、砂基礎、又は碎石基礎を施さなければならない。ただし地質が良好な場合はこれらの基礎を省くことができる。

6 管渠の継手

- (1) 塩化ビニル管の接合は継手を使用し、接着剤で固着させなければならない。

7 管渠の勾配

管渠の勾配は次の各項によらなければならない。

- (1) 勾配を定める基準は公共下水道管又は取付管の接続箇所管低高を基準としなければならない。
- (2) 管渠の勾配は原則として管渠内の流速が0.6～1.5m/secになるように定めなければならない。
- (3) 汚水管の勾配は、固形物と水分の分離のおそれがある急勾配はさげ、原則として次の基準によるものとする。

管 径 (mm)	勾 配
φ 75 以下	2 / 100 以上
φ 100 以上	1 / 100 以上

8 管渠の接合

- (1) 管渠の連絡はまずで行い、接合方法は原則として管頂接合としなければならない。ただし地表勾配が急な場所は階段接合することができる。
- (2) 2本以上の管渠が合流する場合の中心交角は90度以下としなければならない。

9 管渠の保護

- (1) 川底を横断する場合、又は埋設深さが少なく、重交通の多いところは、コンクリートを巻き防護を施さなければならない。

第3節 ますの設計

1 ますの設計は次の各項によらなければならない。

- (1) 排水設備を取付管等に固着するため、設置者の土地内に取付ますを設置しなければならない。
- (2) 取付ますは内径200mm以上とし、設置者の土地内に境界線より1m以内に設置しなければならない。
- (3) 接続ますは、暗渠の起点、終点、屈曲、集合又は内径若しくは種類を異にする管渠接続箇所に設置しなければならない。延長大なる直線部には暗渠管径の120倍以内に設置しなければならない。ただし、屈曲、集合又は内径若しくは種類を異にする管渠接続箇所のうち流れの容易な箇所には、枝付管又は曲管を用いることができる。
- (4) 接続ますは150mm以上の樹脂製品を標準とし、既設利用等事情によりコンクリートますとすることが出来る。
- (5) 台所の溜ますは内径300mm以上とし、ますの底部には150mm以上の泥だめを設け、油止めのためのトラップを設置する。
- (6) 外流しの溜ますは内径は300mm以上とし、ますの底部には150mm以上の泥だめを設け、臭気止めのためのトラップを設置する。
- (7) 雨水ますは穴あきの浸透ますにすることができる。
- (8) 雨水を排除すべきますにあっては格子蓋とすることができる。
- (9) 台所、外流しを除く汚水ますの底部にはインバートを設けなければならない。
- (10) 取付ます及びインバートますは樹脂製品を標準とし、コンクリートます使用の場合は協議する。
- (11) トイレの流入ますは、汚水が上流に逆流することを防止させる構造でなければならない。
- (12) ますの蓋は密閉式の蓋でなければならない。
- (13) ますは清掃又は点検の容易な箇所に設けなければならない。
- (14) ますの基礎は砂基礎を標準とし、基礎厚は50mmとする。又軟弱な地盤では、砂基礎の下に50mm程度の碎石基礎を設ける。

第4節 附帯施設の設計

公共施設の機能を妨げ、又は公共下水道の施設を損傷するおそれのある下水を排除する場合は、条例第9条及び規程第5条の規定により、次の附帯施設を設け、公共下水道に排除しなければならない。装置は清掃及び点検の容易な箇所に設け、かつ清掃及び点検の容易な構造でなければならない。

1 通風装置

- (1) トラップの水封を保護し、又は下水が支障なく排除できるよう、必要とする箇所に適当な通風装置を設けなければならない。
- (2) 通気管の末端は、建物の外部に開放しなければならない。

2 防臭装置

- (1) 水洗便所、浴室及び流し等の汚水流出箇所には、公共下水道から有毒な下水ガス等が屋内に侵入するのを防止するため、必要に応じ、防臭装置を設けなければならない。
- (2) 排水系統に直結した衛生器具は、各個に水封トラップを備えるものでなければならない。
- (3) 水封トラップは50mm以上の封水深さを持つものとし、排水能力を減じ、汚物等の滞留しない構造のものでなければならない。
- (4) 合流式で雨水を雨どいから雨水ますに流入させる場合、汚水の臭いが雨どいから上空に出ないように

流入口にトラップを設けなければならない。

3 ごみ防止装置

- (1) 浴室及び流しの汚水流出箇所には、廃物、小片等の固形物が公共下水道に流入するのを防止するため、ごみ防止装置を設けなければならない。
- (2) 装置は清掃が容易にできるよう、取り外しが可能なスクリーン又はこれと類似の器具を備えたものとしなければならない。
- (3) スクリーン、その他の器具は10mm以上の物質が排水管に流入するのを防止できものでなければならない。

4 油脂類遮断装置

- (1) 油脂類を多量に排出する箇所には、油脂類遮断装置（グリーストラップ）を設けなければならない。
- (2) 装置は排出量、温度及びグリース含有量等を考慮して、最も高能率の機能を持つものでなければならない。
- (3) グリース集積容量は、器具類からの排出量に対して、十分な容量のものでなければならない。
- (4) 建築の用途が宿泊施設関係、医療施設関係、店舗施設関係、車輛車庫関係、学校施設関係、作業所関係で油脂類を多量に含む汚水の流出箇所には、原則として下記の三槽式の油脂阻集器を設ける。
- (5) 洗車場等の油脂類遮断装置を公共下水道に接続するにあたっては、油脂類遮断装置内にオーバーフロー管を設けオーバーフロー管を雨水排水系統に接続させなければならない。

営業の用途に供する部分の床面積	実容量	営業の用途に供する部分の床面積	実容量
10㎡以下 (3坪)	60ℓ 以上	50㎡以下 (15坪)	220ℓ 以上
20㎡以下 (6坪)	80ℓ 以上	130㎡以下 (39坪)	360ℓ 以上
30㎡以下 (9坪)	110ℓ 以上	260㎡以下 (80坪)	500ℓ 以上
40㎡以下 (12坪)	160ℓ 以上	330㎡以下 (100坪)	750ℓ 以上
		850㎡以下 (257坪)	1,000ℓ 以上

5 防毒装置

- (1) 有毒、有害、危険な成分物質を含む悪質下水を排除する場合は、防毒装置を設けなければならない。
- (2) 装置は中和、希釈、滞留等を有する構造とし、それぞれの水質に応じた物理化学的処理のできるものでなければならない。

6 沈砂装置

- (1) 土砂等を含む汚水流出箇所には沈砂装置を設けなければならない。
- (2) 沈砂装置（泥だめ）は最小深さ150mmとしなければならない。
- (3) 上記のほか装置を設ける位置及び土砂の排出量に応じ、十分な容量のものでなければならない。

7 掃除口

- (1) ます以外で清掃が必要と思われる箇所には掃除口を設けなければならない。
- (2) 掃除口は排水管径と同径とする。

第5節 水洗便所の設計

水洗便所を設置するときは、規程第4条のほか、次の基準によらなければならない。

1 便器

- (1) 便器はその使用目的及び設置条件等を考慮し、適切な便器を選択しなければならない。
- (2) 便器は原則として、トラップ付き便器を使用しなければならない。接合箇所からの臭気の発散、汚水の流出が絶対に生じないように接続しなければならない。
- (3) トラップ及びその排水管の管径は大便秘器にあっては、75mm以上、小便器は40mm以上としなければならない。
その他の器具排水管の最小口径は、次のとおりとする。
和風大便秘器：φ100mm 小便器：（壁掛け式）：φ40mm 小便器（ストール形）：φ50mm
腰掛け便器：φ75～100mm ビデ：φ40mm サニスタンド：φ75mm
汚物流し：φ50mm
- (4) 便器の排水管の曲部には、手洗器、排水管など他の排水管を接続してはならない。（曲管には枝管を取り付けてはならない。）
- (5) ストール用的小便秘器の排水金具は、トラップ付きを取り付け、別トラップの場合は鉛管トラップとする。

2 洗浄装置

- (1) 洗浄装置は便器の種類及び設置箇所、水圧、水量等により適切な洗浄装置を選択しなければならない。
- (2) タンク式により大便秘器の洗浄を行うときは、タンクと大便秘器を連結する洗浄管は30mm以上としなければならない。
床上給水形和風便器：φ32mm以上 床下給水形和風便器：φ38mm以上
腰掛形便器：φ38mm以上
タンク式により、サイホン及びサイホンゼット式便器の洗浄を行うときは、サイホン作用により汚物を排水するもので、流水作用による洗落式便器に比較して洗浄水を多量に流す必要がある。又サイホン作用の切れる直前にトラップの水封まで吸い出してしまうので洗浄後、便器内に補助水を供給して水封を保つ必要があるため、タンク内に補助水管が付属しているものを使用しなければならない。

- (3) 給水管直結で洗浄式（フラッシュバルブ）により大便器の洗浄を行うときは、水圧は最低0.5kg/Cm²を必要とし、給水管は内径25mm以上、小便器にあつては内径13mm以上とし、大便器用にはフラッシュバルブにバキュームブレーカー（真空破砕装置、逆流防止装置）を設けなければならない。

第4章 設計図

設計図は案内図、平面図、構造図その他施工に必要な図面で構成する。

1 案内図（申請書、完成届）

- (1) 案内図は、北を上にし申請箇所、目印となる付近の建物等を漏れなく記入する。

2 平面図

- (1) 平面図に記入する線種および記号の表示は次のとおりとする。

①線の表示

区 分	線 種	表 示
施工区分、家屋、地形等	黒の実線	————
既設部分	黒の一点鎖線	— · — · — ·
雨水系統、通気系統	黒の破線	······
撤去部分	黒の二点鎖線	— · — · — ·
廃止部分	x印	黒線にxをつける

②各種、器具、管の符号表示

区 分	名 称	記 号
器具類	洗面器、手洗器	L a v
	小型手洗器	W. B
	台所流し	K. S
	浴槽	B. T
	洗濯流し	L. T
	掃除流し	S. S
	床排水	F. D
	シャワーバス	S
管、蓋類	鉛管	L. P
	ビニル一般管	V. P
	ビニル薄肉管	V. U
	鋼管	S. P
	鋳鉄管	C. I. P
	鋳鉄製密閉蓋	M. C

- (2) 平面図の縮尺は、1/200以上を標準とし、集合住宅、ビル、工場等のように広大な敷地を有するものについては、必要に応じてこれ以下とすることができる。
- (3) 浄化槽切替工事は、既設浄化槽の位置、処理対象人員、処理形式、既設管、撤去部分及び施工部分を図示する。
- (4) 建物に既設水洗便所及び撤去水洗便所があるときは、便器の品番、管径及び管種を平面、系統図に記載する。
- (5) 平面図の記載数値の単位及び端数整理は、次のとおりとする。

種 別	単 位	記入数値	記載例
管路延長	m	小数点以下1位まで	7.5
マンホール・ますの寸法	mm		100
管径（呼び径）	mm		φ100
管の勾配		小数点以下1位まで	1/100
掃除口の口径	mm		φ100
ます、マンホールの深さ	m	小数点以下2位まで	1.25
ますの天端高	m	〃	1.25

注1：記入数値は直近下位の端数を四捨五入とする。

注2：管路延長は直近下位の端数を切り捨てとする。

- (7) その他、3階以上の建物では、1階の平面図は屋外、屋内の排水設備を含めて作成し、2階以上は、配管計画が異なるごとにその代表的な階の平面図を作成する。
地階については、最深階の排水槽、排水ポンプを含む平面図を作成する。
集合住宅の場合は、全体の平面図（建物等配置図）及び各棟ごとの1階の平面図を作成する。

3 構造図

- (1) グリース阻集器、オイル阻集器、排水槽等がある場合は、その機能が分かる構造図を作成する。

第5章 排水設備の施工

排水設備の施工は、設計図及び仕様書等に従い、現場の状況を十分把握した後に着手し、適正な施工管理を行う。屋内排水設備では、建築工事、建築附帯設備工事との調整を行い、また、屋外排水設備及び私道排水設

備では他の地下埋設物の位置、道路交通状態等の調査を行う。

第1節 基本的事項

工事の施工にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 騒音、振動、水質汚濁等の公害防止に適切な措置を講じるとともに、法令等を遵守し、その防止に努める。
- (2) 安全管理に必要な措置を講じ、工事関係者又は第三者に災害を及ぼさないよう事故の発生防止に努める。
- (3) 使用材料、機械器具等の整理、整頓及び清掃を行い、事故防止に努める。
- (4) 火気に十分注意をし、火災の発生防止に努める。
- (5) 危険防止のための仮囲い、柵など適切な保安施設を施し、常時点検を行う。
- (6) 汚染又は損傷のおそれのある機材、設備等は、適切な保護養生を行う。
- (7) 工事中の障害物件の取扱い及び取り壊し材の処置については、施主（設置者）並びに関係者立ち会いのうえ、その指示に従う。
- (8) 工事の完了に際しては、速やかに仮設物を撤去し、清掃及び跡片づけを行う。
- (9) 工事中に事故があったときは、直ちに施設の管理者、関係官公署に連絡するとともに、速やかに応急措置を講じて、被害を最小限に止めなければならない。
- (10) 既設排水設備の一部改造、撤去及び補修を行う場合は、接続、閉塞及びその他の必要な措置を適切にする。
- (11) 排水設備が、軟弱な地盤で将来沈下するおそれのある場合や、車輛の影響を受けるような場合は、強固な材質のものを使用するとともに、補強防護等を考慮する。また、湧水や降雨等により掘削内にできた水たまりは適切に処理をしなければならない。
- (12) 当初設計と施工内容に差異が生じて変更をする場合は、事前に施主及び管理者に承諾を得る。

第2節 屋内排水設備の施工

1 配管

排水管、通気管を施工するにあたっては、設計図書に定められた材料を用い、所定の位置に、適切な工法を用いて施工する。工事の施工にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 新設の排水管等を既設管等に接続する場合は、既設管等の材質、規格等を十分に調査確認する。
- (2) 管の切断は、所定の長さ及び適正な切断面の形状を保持するように行う。
- (3) 管類を接続する前に、管内を点検、清掃する。また、必要があるときは、異物が入らないように配管端を仮閉塞などの処置をする。
- (4) 管類の接続は、所定の接合材、継ぎ手類等を使用し、材料に適応した接合法により行う。
- (5) 配管は、所定の勾配を確保し、屈曲部等を除き直線上に施工し、管のたるみがないようにする。
- (6) 配管は、過度のひずみや応力が生じないような、また、伸縮が自由であり、かつ地震等に耐え得る方法で、支持金具を用いて支持固定する。
- (7) 排水管、通気管はともに管内の水や空気の流れを阻害するような接続方法をしてはならない。
- (8) 管が壁その他を貫通するときは、管の伸縮や防災などを考慮した適切な材料で空隙を充填する。
- (9) 管が外壁又は屋根を貫通する箇所は、適切な方法で雨水の浸入を防止する。
- (10) 水密性を必要とする箇所にスリーブを使用する場合、スリーブと管類のすき間には、コールタール、アスファルトコンパウンド、その他の材料を充填又はコーキングして水密性を確保する。
- (11) 壁その他に、配管のために設けられた開口部は、配管後、確実に密着する適当な充填材を用いて、ネズミ、害虫等の侵入防止の措置をとる。

2 ますの施工

(1) ますの設置

- ① 分流式の汚水ますは、雨水の流入を避けるため地表面より低くならないように注意する。
- ② 雨水ますは、ますの天端が地表面より少し低くめになるよう築造する。

(2) 樹脂製ます

砂基礎を標準とし、十分突き固め所定の厚さ（5cm）に仕上げる。軟弱な地盤では、砂基礎の下に5cm程度の碎石等を敷き支持力を増すこと。

(3) コンクリートます

① 基礎工

既成の低塊を使用する場合、仕上がり厚さ5cmになるよう砂利又は砂を敷いて突き固める。既成の低塊を使用しない場合、さらに厚さ5cm以上の捨てコンクリートを設ける。基礎面と低塊面との間に空隙の生じないように注意する。

② 据付工

- ますに接続する管渠は、ますの内側に突き出さないように差し入れ、管とますとの間は十分に防水目地材を充填して仕上げる。
- 側塊の目地は、防水目地材を充填し漏水のないようにする。

3 浄化槽の処置

(1) 浄化槽は、後日衛生上の問題が発生したり、雨水等が溜まることのないよう処置する。また、雨水の一時貯留に再利用する場合は、適切な措置を講ずること。

- ① 浄化槽は、汚泥を完全にくみ取り、清掃、消毒をした後撤去することが望ましい。ただし、撤去できない場合は、各層の底部に10cm以上の孔を数カ所あけるか又は破壊し、良質土で埋戻して沈下し

ないように十分突き固める。

- ②浄化槽を残したまま、その上部等へ排水管を布設する場合は、槽の一部を壊すなどして、排水管と槽との距離を十分とり、排水管が不等沈下をしないようにする。
- ③浄化槽を再利用して雨水を一時貯留し、雑排水用（庭の散水、防火用水等）その他に使用する場合は、汚泥を完全にくみ取り、清掃、消毒をした後、次により改造を行う。
 - 屋外排水設備の再利用が可能な場合は、その使用範囲を明確にし、雨水のみの系統とする。また、浄化槽への流入・流出管で不要なものは撤去し、それぞれの管口を閉塞する。
 - 浄化槽の仕切板は、底部に孔をあけ、槽内の流入雨水の流通をよくし、腐敗等を防止する。
 - 既存の揚水ポンプを使用する場合は、雨水排水ポンプとして機能するかどうか点検したうえで使用する。
 - 浄化槽本体が強化プラスチック製等の場合は、側方の水圧等により槽本体が浮上することがあるので、利用にあたっては注意する。維持管理については、貯留雨水の利用方法にあった方法を選択する必要がある。

4 汲み取り便所の改造

汲み取り便所を改造して水洗便所にする場合には、在来の便槽を適切な方法で撤去又は土砂等で埋め戻し、将来にわたって、衛生上、問題のないように処置する必要がある。

- (1) 通常の場合、便槽内のし尿をきれいにくみ取った後、その内部を消毒して取り壊す。
- (2) 便槽をすべて撤去できない場合は、便槽内のし尿をきれいにくみ取った後、その内部を消毒して底部をせん孔し水抜き口を設ける。

第6章 雨水浸透施設

排水設備の分野では、雨水の流出抑制の一つとして、私有地内に設ける浸透施設がある。この施設は、雨水の流出抑制のほか、地下水の涵養の効果がある。

第1節 基本的事項

- 1 雨水浸透施設の設置にあたっては、次のことを考慮する。
 - (1) 雨水浸透施設の設計にあたっては、排水区域の地形、地質、地下水位及び周辺環境等を十分に調査する。
 - (2) 浸透施設は、雨水の浸透によって地盤変動を引き起こすような場所に設置してはならない。また、浸透性の低い場所に設置する場合には、排水区域の周辺状況等を十分注意しなければならない。
 - ①浸透施設の設置禁止区域
 - 急傾斜地崩壊危険区域
 - 地すべり区域
 - 擁壁上部の区域
 - 隣接地その他の居住及び自然環境を害する恐れのある区域
 - 工場跡地、廃棄物の埋立地等で、土壤汚染が予想される区域
 - ②浸透施設の設置に注意しなければならない区域
 - 隣地の地盤が低く、浸透した雨水による影響が及ぶ恐れのある区域
 - 傾斜や低地に盛土で造成した区域
 - 既設浸透施設に隣接する区域
 - 地下水位が高い区域
 - ③浸透施設の選定にあたっては、その排水区域に適し、浸透効果が十分なものを選定する。

その他

諸手続上の注意事項等について必要な事項は、別に定めるものとする。